

奈良県「ドラマは奈良にある」ロゴマーク及びキャッチコピー 使用要項

【趣旨】

第1条 この要項は、大河ドラマ「豊臣兄弟！」(NHK)の放送を契機に、主人公である豊臣秀長ゆかりの地である奈良県の歴史、文化及び産業を広く発信し、奈良県への誘客を促進するとともに、観光振興による地域活性化を図ることを目的として、奈良県作成のロゴマーク及びキャッチコピー(以下「ロゴマーク等」という。)の使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

【ロゴマーク等】

第2条 ロゴマーク等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) ロゴマーク 別図のとおり(基本4パターン、縦型アレンジ2パターン)
- (2) キャラクター 別図のとおり(豊臣兄弟8パターン、秀長・秀吉単体それぞれ8パターン)
- (3) キャッチコピー ドラマは奈良にある

【目的】

第3条 ロゴマーク等は、豊臣秀長に対する機運を高め、奈良県の魅力を効果的に伝え、地域活性化を図ることを目的とした活動・商品・サービスに使用するものとする。

【権利】

第4条 ロゴマーク等に関する著作権等の一切の権利は、奈良県観光局に属するものとする。

【使用資格】

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、次条の使用申請のもと許諾を得た上で、遵守事項の通りロゴマーク等を使用することができる。

- (1) 奈良県の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (2) ロゴマーク等を使用しようとする者(以下、「申請者」という。)が、法令または公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められる場合
- (3) 特定の政治、宗教、選挙活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 奈良県が特定の個人若しくは団体を公認しているような誤解を与え、または売名に利用される可能性のある場合
- (5) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条の風俗営業を営む者が使用する場合
- (7) 申請者(申請者が法人である場合にあつては、当該申請者の役員等)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者である場合
- (8) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う団体が使用する場合
- (9) 申請者が自己の商標や意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれのある場合
- (10) その他、不適當であると奈良県観光局が判断する場合

【使用申請】

第 6 条 申請者は、事前に申請書式に必要事項を記載し、ロゴマーク等を使用しようとする内容が分かるもの(様式自由)をあわせて添付の上、「ドラマは奈良にある」ロゴ活用事務局(以下、「事務局」という)へ電子メールにて申請を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 奈良県及び奈良県の関連団体が、その業務の目的で使用する場合
- (2) 新聞・テレビ・雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他、奈良県観光局が特に認めた場合

2 事務局は、前項により提出された申請に基づきロゴマーク等のデータを提供する。この場合において、事務局は使用にあたり条件を付すことができる。

3 前項によるロゴマーク等のデータの提供を受けた者(以下、「使用者」という。)は、申請内容のとおりロゴマーク等は無償で使用することができる。ただし、前項において、事務局が使用にあたって条件を付した場合は、当該条件の範囲内で使用することができる。

【使用料】

第 7 条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

【使用期間】

第 8 条 ロゴマーク等の使用期間は、申請が許諾された日から令和 9 年 12 月 31 日までとする。ただし、事務局は、ロゴマーク等の商標権の存続期間内で、使用期間を延長することができるものとする。

【遵守事項】

第 9 条 使用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事務局が定めるところにより、ロゴマーク等を正しく使用すること
- (2) 商標、意匠等の登録出願等、知的財産に関する一切の権利を新たに設定または登録してはならない
- (3) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように、管理及び監督のために必要な措置を講ずること
- (4) 使用者はロゴマークのデータを適正に管理し、みだりに第三者に提供してはならない
- (5) その他、各種法令等を遵守すること
- (6) ただし、奈良県及び奈良県の外郭団体が使用する場合に限り、ロゴマーク等のイメージを損なわない程度の範囲において、色の変更など使用方法の一部を変更することができる

【完成品の確認】

第 10 条 使用者は、ロゴマーク等を使用した物品等が完成したときは、必要事項を入力し、完成品写真等、ロゴマーク等の使用状況が分かる資料(様式自由)を添付の上、電子メールにて事務局に報告しなければならない。

【違反等に対する取扱い】

第 11 条 事務局及び奈良県観光局は、使用者がこの要項の規定に違反したときには、ロゴマーク等の使用差止めの請求または必要な指示(以下、「請求等」という。)を行うことができる。この場合において、使用者は、ただちにその請求等に従わなければならない。

2 前項の請求等によって使用者に損害が生じた場合においても、事務局及び奈良県観光局は、その責任を一切負わない。

【報告義務】

第12条 事務局及び奈良県観光局は、使用者に対し、ロゴマーク等の使用に関する事項について、随時資料の提出または報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の求めがあった場合、速やかにこれに応じなければならない。

【情報公開】

第13条 事務局及び奈良県観光局は、ロゴマーク等の適正な管理と多くの使用を図る観点及び効果の可視化等のために、使用者から提出された書類の内容等の情報を公開することができる。

【損失補償等の責任】

第14条 事務局及び奈良県観光局は、ロゴマーク等の使用に関して生じた損失について、一切の責任を負わないものとする。

2 使用者は、物品等の瑕疵により第三者に損害または損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、事務局及び奈良県観光局は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。

3 使用者は、ロゴマーク等の使用に際して、故意又は過失により事務局及び奈良県観光局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を事務局または奈良県観光局に賠償しなければならない。

4 使用者は、ロゴマーク等の使用について、第三者との間に権利侵害の紛争が生じたときは、速やかに事務局に通知し、使用者の責任と負担において、その紛争の処理、解決を図るものとする。この場合において、事務局及び奈良県観光局は、損害賠償、損失補償その他法律上一切の責任を負わない。

【補則】

第15条 この要項に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関し必要な事項は、事務局が別途「使用マニュアル」を定めることとする。

附則

この要項は、令和7年11月7日から施行する。

令和8年2月16日改訂 第2条(1) ロゴマークのパターン数変更

改定前(基本5パターン、縦型アレンジ2パターン)

改定後(基本4パターン、縦型アレンジ2パターン)

(2) キャラクターのパターン数変更

改定前(豊臣兄弟5ターン、秀長・秀吉単体それぞれ5パターン)

改定後(豊臣兄弟8パターン、秀長・秀吉単体それぞれ8パターン)